



自治退ニュース

No.264
2014. 6. 4
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発
行
所

東京都千代田区六番町1 自治労会館2F
全日本自治体退職者会
全日本自治体退職者会共済会
発行人 川端邦彦
03-3262-5546
ホームページアドレス <http://www.j-taishokusha.jp>

当面する社会保障・税の動向と課題

医療・介護総合確保法案、衆議院で強行可決

第186国会に提出されていた「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」は、積極的に推進すべき内容と、賛成できない内容が混在しており、十分な審議と必要な修正が不可欠であったが、5月14日衆議院厚生労働委員会で自公両党のみの賛成で原案通り強行可決し、翌15日に本会議でも可決、参議院へ送付された。

参議院では、与党は衆議院以上に限られた日程で5月末の参議院通過をめざしたが、初歩的事務ミスがあったことで審議が遅れている。6月22日の会期末までの可決を目論んでいる。

国段階で法案について結論が出た後には、それを裏付ける介護報酬が改定される。このための社会保障審議会給付費分科会は15年4月報酬改定にむけて4月末から審議に入り、14年秋のまとめをめざしている。

また、自治体では今年都道府県による介護保険事業支援計画と市区町村による第6次介護保険事業計画をめぐる検討が進む。

今後の介護報酬改定・本格化する自治体自身の計画策定にむけて引き続き私たちの意見を反映する必要がある。

医療については総合確保法以外の事項について「2015年通常会に必要な法案を提出、高齢者医療について必要に応じて見直しに向けた検討」と予定されている。

14年12月までのまとめをめざす社会保障審議会医療保険部会では、後期高齢者医療制度については、既に定着した制度として存続を前提とし、その財源確保のため前期・後期それぞれへのリスク調整＝拠出金の在り方について議論することを予定している。また、医療費適正化という名目で「診療報酬の仕組み」「医療機関の機能分化と連携」「医薬品価格」「療養の範囲」などの検討が予定されており、給付抑制策の検討も想定される。自治退としては、後期高齢者医療制度の廃止・応能負担原則による保険料負担を引き続き要求して取り組む。

税制

安倍政権は、経済財政諮問会議を用いて税制について提言をさせる予定といわれる。税制をめぐる検討は、このほかに「自民党政調」「政府税調」、「自民党税調」、首相官邸などが入り乱れた検討をしている模様だが、いずれも民生的で透明な議論は無い。当面想定される検討課題は次の通り。

(1) 法人税減税

現在35%の法人税実効税率について、経営者団体は国際競争力を口実にその引き下げを政府に迫っている（経営者団体はドイツ、フランスの法人税が日本の現在の税率より高いことを引き合いに出すが、両国の社会保険料が日本よりはるかに高いことは沈黙している）。安倍政権は「日本を世界一企業が活動しやすい国」にすると標榜して、労働者の権利にかかわる規制を骨抜きにする案とともに、法人税率引き下げの検討に入っている。

経済財政諮問会議が6月に提言し、そののち政府税調、自民党税調が実務的な追認をするとみられ、引き下げは15年から着手して段階的に現行35%を20%台（目標25%か）まで下げることがめざしているといわれる。

我が国の法人税の現状は、全国250万社中赤字法人として法人税を払っていない社が7割にあたる170万社あり、納税していない会社には減税の利益は及ばない。

納税している3割の法人のうち、資本金1億円以上の会社で

67%に当たる7.1兆円、100億円以上の会社741社だけで36%に当たる3.8兆円を納税していることが示すように法人税減税受益者の大半は大企業である。

また、これまでの統計の示すところによれば、企業の利益が大きくなっても新たな投資や賃上げには回っておらず、今後減税しても企業の内部蓄積になるだけという可能性が高い。

また、減税論者が引用する法人税減税パラドクス＝法人税率の引き下げにもかかわらず法人税額が増えたという外国の事例は、投資の拡大とその成功があったときだけに実現するもので、現在の日本経済では期待できず、政府の減収のみをもたらす。

社会保障・税一体改革では、社会保障給付に充てるために消費税を14年4月3%、15年10月2%の二段階で増税することとされた。増税時のショックを緩和する経済対策と称して、オリンピック道路や防災・減災事業の名目で5.5兆円の補正予算が投入済みになっている。

私たちは、社会保障の財源確保のためには税と社会保険料が不可欠であり、消費税負担もその一つの財源として真摯に考えてきた。そして、税負担増を可能にする労働分配率改善を求めてきた。14春闘は政権テコ入れ型の賃上げが実現したといわれたが、集計では2.18%で、物価上昇に追いついていない。

こうした中で、法人税を引き下げるとは、結果として消費税引き上げが法人税引き下げや自公型公共事業の肩代わりに使われることになる。これは決して認めることはできない。国際競争力を語るなら、なにより、強欲資本主義のグローバリズムが要求する各国の「法人税引き下げ競争」に歯止めをかけ、国民経済への企業の社会的責任を要求する国際常識をこそ形成すべきである。

(2) 配偶者控除見直し

安倍内閣は今後の労働力人口の推移に危機を感じて、女性の雇用労働拡大を一つのテーマにしている。これを促進する一つの手立てとして、年収の上限・労働時間調整に影響を与えている配偶者控除の見直しを進めようとしている。現在の配偶者控除制度は低賃金の労働力を求める事業者と、男女の性別役割分担に基づく家族主義イデオロギーと、目前の経済的不利益を嫌う被扶養女性労働者の主張などにより、年金の第三号被保険者問題と重なる課題として維持されてきた。

専業主婦をモデルとした所得と税負担については、配偶者控除に関わる「103万円」の壁、配偶者特別控除に関わる「141万円」の壁、社会保険加入に関わる「130万円（引き下げの法改正済）」の壁、「これらの基準を参考に労使で決める家族手当等の基準」などが課題とされてきた。

年齢・性別を超えて本人が望む就労を促す施策は税制もその一つだが、子育て支援や労働環境の整備、ワークライフバランスなど広範に整備される必要がある。また、多くの年金受給者とその被扶養配偶者にとっては見直しの内容によっては、社会的意義を持たない単なる増税で打撃を受けることが危惧される。

配偶者控除を見直す場合は連合が主張するように「配偶者控除を含む人的控除は高所得者を利する所得控除ではなく、税額控除に転換」「配偶者控除を含む扶養控除を家族控除として一元化する」「控除基準の前後で世帯の手取り所得の逆転防止の仕組みを用意する」などを考慮するとともに年金生活者の生活に配慮すべきである。

「砂川事件最高裁判決は無効」 伊達判決を生かす会が再審請求

安倍政権が利用しようとしている砂川事件最高裁判決とは

「戦争をする国」に向け暴走する安倍政権は、「現憲法下でも集団的自衛権行使が可能」とする解釈改憲をめざし、その論拠としてこじつけ的に砂川事件最高裁判決（1959年12月）を持ち出しています。

砂川事件に関する東京地裁・伊達裁判長による第一審判決（1959年3月）は「日米安保条約に基づく駐留米軍は憲法第9条が禁止する日本の戦力にあたり憲法上許されない」「被告は無罪」という画期的なものでした。

1960年安保改定にむけて秘密裏に協議中であった日米政府（藤山外相とマッカーサー駐日大使が責任者）はこの伊達判決に驚き、協議への悪影響を急ぎ取り除くために、高裁の第2審を飛ばして最高裁に跳躍上告しました。跳躍上告にはマ大使の示唆がありました。最高裁では当時の最高裁長官であった田中耕太郎が自ら裁判長を務めて、この事件に関する第一審判決を破棄・差戻しの判決を出しました。この判決が、1960年1月の安保改定調印、6月の大闘争をかわしての改定安保条約国会批准を可能とし、今日の日米軍事同盟強化・アメリカの世界軍事戦略の一翼を日本が担う状況の礎となったのです。

しかし、判決そのものは、「安保条約のような高度に政治的な問題は、司法の憲法判断の対象とはならない」とし、国連憲章の「個別的であれ集団的であれ国は自衛権をもつ」という文言を引用して駐留米軍の存在が違憲ではないとしているだけであり、ほとんどの法律家や与党である公明党も、この判決をもって安倍政権が主張する集団的自衛権容認の法的論拠とすることはできないとしています。なにより判決が出た後の長い期間自民党政府自身が集団的自衛権行使はできないとする憲法解釈をしてきたことがそれを示しています。

田中耕太郎の憲法違反の行動の下で出された最高裁判決

この田中判決は、政治的には日米軍事同盟の礎を作り、司法的には最高裁長官という立場にありながら司法の憲法判断を政治に従属させるという悪例となりました。加えて、田中がこの裁判にかかわって憲法や裁判所法に違反する行動をしていた事実がアメリカ公文書館に保管されているマ大使から國務長官宛の公式^⑧報告文書から明らかになりました。日米密約の実際を追及している3人の研究者が米公文書館から入手した10数通の文書（秘密解除時期がきて公開されたもの）の中に田中に関する4通の報告があり、これらの文書から、田中からマ大使宛てに「砂川事件裁判は優先して審理する」（4月24日）、裁判日程を被告・原告に通知する前に「判決は12月。公判は9月の3週間。判決は全員一致で破棄に努力する」（9月3日）、「伊達判決は誤り」（11月6日）などと伝えていたことや、マ大使が國務長官あてに「田中は憲法の発展と日本を自由陣営に組み込んだ功績が絶大」（12月16日判決日）と評価報告していたことが明らかになりました。跳躍上告を受けてから判決までの田中裁判長の言動は、当初から裁判中の一方の当事者であるアメリカに組み込んでいた事実を明確に物語っています。これは「被告人に公平な裁判を保障する」憲法第37条や「裁判中評議内容などを被告・原告や外部に漏らしてはならない」とする裁判所法に違反しており、不公平・不公正な裁判だったことが明らかになりました。

伊達判決を生かす会が再審請求

砂川闘争は、1955～57年にかけて当時の米軍立川基地拡張予定地にされた砂川町（現在は立川市）の農民たちが砂川基地拡張反対同盟を作り、これを支援する三多摩労協・東京地評・総評などの支援

労協および全学連とともに展開したたたかいです。自治労部隊も参加していました。調達庁による土地取り上げのための強制測量を阻止しようとするデモや座り込み行動と、それを排除しようとする警官隊とが鋭く対峙しました。57年に基地内土地の強制測量に反対する労働者・学生が、僅かに基地内に侵入したことが日米安保条約に基づく行政協定（現在の地位協定）に伴う刑事特別法違反であるとして、7人が起訴され裁判となりました。第一審は前述した伊達判決で無罪を勝ち取りましたが、最高裁判決に基づく差戻し審では被告全員の有罪、罰金2千円が確定しました。

2008年に、前述のマ大使報告が米公文書館で発見されたことを契機に、日本側にも存在するはずの日米密議に関する記録の公開を請求するべく、元被告や砂川闘争経験者などが集まって、「伊達判決を生かす会」がつくられました。会では、外務省、内閣府、法務省、最高裁に対して関係記録の開示請求を行いました。民主党政権初期に外務省から日米安保改定交渉の^⑨外務省内部議事録が公開されたのみで、他は「請求のあった記録は不存在」として開示されていません。

米公文書で田中耕太郎による不公正な裁判が明らかになったことで、元被告はもちろん会員全員が当時の有罪判決はどうしても許せないという気持ちを持ち、会の顧問弁護士の存在の吉永満夫弁護士が提起した「東京地裁に対する砂川事件裁判の免訴を求める再審請求」に取り組むこととしました。この請求は、「田中裁判長が米国大使（裁判上は被害者の立場）に裁判中に情報を伝えており、憲法第37条が被告人に保障している公平な裁判ではない。最高裁判決に法的効力はないので、差戻し後の東京地裁は、裁判を打ち切り被告人らを裁判から解放すべきである」として砂川事件の免訴（法的根拠がない裁判を打ち切る）を求めるものです。これに勝利すれば田中判決が葬られ、伊達判決が社会的に甦ります。

会では、6月中旬に訴状を提出する準備を進めています。会からの呼びかけに応じてすでに100人近い弁護士が弁護団参加を表明しており、訴状や田中の違法行為を立証する資料作成などには自治労法律相談所の細川潔弁護士が精力的に携わっておられます。会では、戦争をさせない1000人委員会の署名活動などとタイアップして、多くの個人や団体からの支持署名を呼びかけています。

自治退の皆さんのご支援をお願いします。

自治退がおすすめする 安心総合共済

ケガ/賠償責任/携行品損害を補償 **年齢制限なし**

がん補償(オプション)新設! **70歳まで**

2014年8月15日まで中途加入を受付

中途加入の場合も補償期間は2015年3月20日午後4時まで

会員なら誰でも加入できます

(がん補償のみ告知内容によって加入制限があります)

個人型、夫婦型より契約タイプを選択

※傷害天災補償ありタイプもあります。

ケガ通院でも1日目から補償

ケガ(死亡・入院・手術・通院保険金)と

賠償責任と自宅外の携行品を補償

(オプション)がんと診断された場合、一時金を支払います

毎月15日までの翌々月20日午後4時より補償

掛金は始期当月27日に口座振替を致します

詳細については各退職者会もしくは取扱代理店(株)自治労サービス

03-3239-5880までお問い合わせください

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険株式会社の団体総合生活保険のベトナムームです。ご加入にあたっては必ずパンフレット、重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は代理店までお問い合わせください。
引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社(担当課)広域法人部法人第2課
住所:東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4151 2013年8月作成 13-T-05120